

第 1 編 一般企業関係審査・調整等の概要

第 1 章 不当労働行為の審査

第 1 節 不当労働行為審査の概況

1. 初審事件の状況

(1) 概 況

平成 24 年の不当労働行為事件取扱件数は、第 1 表のとおりである。新規申立件数は、23 年に比べ 22 件減少し、354 件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 19 件であり、23 年に比べ 3 件の増加となった（第 13 表参照）。新規申立件数 354 件のうち、合同労組事件の新規申立件数は 251 件で、新規申立件数に占める割合は 70.9%となっており、23 年とほぼ同水準となった（第 15 表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は 117 件と 23 年に比べ 17 件減少（地方公務員等公務関係事件は 7 件）となっており、取下・和解件数は 236 件と 23 年に比べ 22 件の減少（地方公務員等公務関係事件は 8 件）となり、その結果、次年への繰越件数は 568 件となった。

第 1 表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分 年		係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総 計	22	553	381	934	240	111	—	351	583
	23	583	376	959	258	134②	—	392②	567
	24	567	354	921	236①	117①	—	353②	568
業 う 関 ち 係 民 事 間 件 企	22	410	357	767	235	105	—	340	427
	23	427	360	787	245	124②	—	369②	418
	24	418	335	753	228①	110①	—	338②	415

（注） ○内数字は分離事件で外数である。

(2) 新規申立ての状況

イ. 新規申立件数

平成 24 年における新規申立件数は 354 件であり、23 年の 376 件に比べ 22 件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 335 件で、23 年の 360 件に対し 25 件の減少となっている。一方、地方公務員等公務関係事件は 19 件で、23 年の 16 件に対し 3 件の増加となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が 103 件（23 年 115 件）で最も多く、次いで大阪 92 件、神奈川 42 件、北海道 25 件、愛知 17 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が 102 件（23 年 110 件）で最も多く、次いで大阪 80 件、神奈川 41 件、北海道 25 件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、大阪が 12 件と最も多くなっている（巻末統計表第 1－1 表及び第 1－2 表参照）。

ロ. 申立人別新規申立件数

新規申立件数を申立人別にみると、組合申立てが 338 件（新規申立件数の 95%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立てが 14 件（同 4%）、個人申立てが 2 件（同 0.6%）の順となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが 320 件（民間企業関係事件新規申立件数の 96%）で最も多く、組合及び個人の連名による申立て 13 件（同 4%）、個人申立て 2 件（同 0.6%）の順となっている（巻末統計表第 3－1 表及び第 3－2 表参照）。

ハ. 労組法第 7 条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 335 件を労組法第 7 条該当号別に重複集計してみると、2 号関係事件 265 件（民間企業関係事件新規申立件数の 79%）、3 号関係事件 175 件（同 52%）、1 号関係事件 147 件（同 44%）、4 号関係事件 6 件（同 2%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2 号事件が 119 件（同 36%）で最も多く、次いで 1・2・3 号事件 64 件（同 19%）、2・3 号事件 54 件（同 16%）、1・3 号事件 39 件（同 12%）などの順になっている（巻末統計表第 4－2 表参照）。

ニ. 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 335 件を企業規模別にみると、49 人以下が 107 件（民間企業関係事件新規申立件数の 32%）で最も多く、次いで 100 人以上 499 人以下が 91 件（同 27%）、50 人以上 99 人以下が 51 件（同 15%）、1,000 人以上が 48 件（同 14%）、500 人以上 999 人以下が 22 件（同 7%）の順となっている（巻末統計表第 5－2 表参照）。

ホ. 業種別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 335 件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が 62 件（民間企業関係事件新規申立件数の 19%）で最も多く、次いで製造業が 60 件（同 18%）、医療、福祉が 40 件（同 12%）、教育、学習支援業とサービス業が 36 件（同 11%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、道路貨物運送業が 30 件（同 9%）、社会保険・社会福祉・介護事業が 24 件（同 7%）、道路旅客運送業が 17 件（同 5%）などの順となっている（巻末統計表第 6－1 表参照）。

(3) 終結の状況

イ. 終結件数

平成 24 年における終結件数は 353 件であり、23 年の 392 件に比べ 39 件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は 338 件で、23 年の 369 件に比べ 31 件減少し、地方公務員等公務関係事件は 15 件で、23 年の 23 件に対し 8 件の減少となっている。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが 117 件（終結件数の 33%）、取下・和解によるものが 236 件（同 67%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが 110 件（民間企業関係事件終結件数の 33%）で、23 年に比べ 14 件減少し、取下・和解によるものが 228 件（同 67%）で、17 件減少している（前掲第 1 表、巻末統計表第 2－1 表及び第 2－2 表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が 121 件で最も多く、次いで大阪 72 件、神奈川、北海道 30 件、福岡 12 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京 118 件、大阪 69 件、神奈川、北海道 29 件、福岡 11 件などの順となっている（巻末統計表第 1－1 表及び第 1－2 表参照）。

以上の結果、24 年の未処理件数（25 年への繰越件数）は 568 件で、前年からの繰越件数 567 件に対し、1 件の増加となっている。

なお、24 年における終結率 $\left[\frac{353}{921} \times 100 \right]$ は 38%であり、23 年の 41%に対して 3 ポイント減となっている。なお、民間企業関係事件の繰越件数は 415 件で、前年からの繰越件数 418 件に対し 3 件減少しており、その終結率は 45%と 23 年の 47%に対し 2 ポイント減となっている（前掲第 1 表、巻末統計表第 2－1 表及び第 2－2 表参照）。

ロ. 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数の内訳をみると、一部救済命令が 45 件で最も多く、次いで棄却命令 43 件、全部救済命令 23 件、却下決定 6 件の順となっている。ちなみに、救済率

$\left[\frac{23 + 45 \times 1/2}{117} \times 100 \right]$ は 39%であり、前年の 50%に対し 11 ポイント減となっている（巻

末統計表第2－1表参照)。

ハ. 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は195件で、23年（211件）に対し16件の減少となっている（巻末統計表第2－1表参照）。

また、労働組合法第27条の14第2項の規定に基づく和解認定の申立件数は3件であり、すべてが認定された。

なお、同条第4項の規定に基づく和解調書は1件作成されているが、同条第6項の規定に基づく執行文の付与の申立ではなかった（第2－1表参照）。

第2－1表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

区分 年	和解件数	和解認定 申立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行 文付与	
23	211	3	3	1	0	0
24	195	3	3	1	0	0

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が7件（和解による終結件数の4%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が156件（同80%）、第1回審問から結審前までの段階が20件（同10%）、結審以降が12件（同6%）となっている（第2－2表参照）。さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、審問前の163件では関与和解が133件（審問前終結163件の82%）、無関与和解が30件（同18%）であり、第1回審問以降の32件では、関与和解が29件（審問以降終結32件の91%）、無関与和解が3件（同9%）となっている。

第２－２表 和解事件の段階別終結件数（初審）

（単位：件、％）

区分 年	申立から第１回 調査に入るまで の段階	第１回調査から 第１回審問まで の段階	第１回審問から 結審前までの 段階	結審以降	計
20	5 (3)	105 (61)	37 (22)	25 (15)	172 (100)
21	7 (3)	153 (74)	37 (18)	11 (5)	208 (100)
22	3 (2)	137 (77)	26 (15)	13 (7)	179 (100)
23	24 (11)	145 (69)	32 (15)	10 (5)	211 (100)
24	7 (4)	156 (80)	20 (10)	12 (6)	195 (100)

また、民間企業関係事件の和解により終結した 189 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 76 件、2 号関係事件 152 件、3 号関係事件 103 件、4 号関係事件 3 件となっている（1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない）。

次に、和解で終結した事件の内容をみると、1 号関係事件の内訳は、関与和解が 63 件、無関与和解が 13 件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは 0 件、解雇取消・依願退職（14 件）及び解雇承認（3 件）により職場を去ったものが計 17 件（解雇事件の和解 22 件の 77％）などとなっている（第 3 表参照）。

第 3 表 解雇事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(76) 22	(63) 18	(13) 4
職場に復帰 したものの	小 計	0	0	0
	解雇撤回・原職復帰	0	0	0
	再 採 用	0	0	0
職場を去っ たものの	小 計	17	16	1
	解雇取消・依願退職	14	13	1
	解 雇 承 認	3	3	0
そ の 他 （ 含 不 明 ）		5	2	3

（注）1. 民間企業関係事件のみを集計した。

2. () 内数字は、労組法第 7 条 1 号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件の内訳は、関与和解 124 件、無関与和解 28 件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの 68 件（2号関係事件の和解 152 件の 45%）、今後の団交を約したものの 22 件（同 14%）などとなっている（第 4 表参照）。

第 4 表 団交拒否事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	152	124	28
今 後 の 団 交 を 約 し た	22	21	1
団 交 ル ー ル を 決 め た	14	14	0
申 立 後 団 交 し た	10	5	5
紛争事項の解決に伴い救済申立 の維持の必要がなくなった	68	59	9
そ の 他 （ 含 不 明 ）	38	25	13

（注） 民間企業関係事件のみを集計した。

3号関係事件の内訳は、関与和解 84 件、無関与和解 19 件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの 47 件（3号関係事件の和解内容の総数 109 件の 43%）、不利益・支配介入を是正することで和解したもの 16 件（同 15%）などとなっている（第 5 表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

（単位：件）

区 分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(103) 109	(84) 89	(19) 20
不利益・支配介入を 是正することで和解	16	14	2
紛争事項を今後協議 （含事前協議制履行）	4	4	0
団交ルールを設定 又は団交を約束	10	9	1
解 決 金 支 払	47	44	3
そ の 他 （ 含 不 明 ）	32	18	14

- （注） 1. 民間企業関係事件のみを集計した。
2. （ ）内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。
3. 1件で2以上の項目にわたる事件があるので、合計欄の数字は終結件数と一致しない。

（4）審査の状況

イ．終結件数

平成24年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では579日（23年544日）、取下・和解では315日（同575日）、総平均では403日（同564日）となっており、前年に比べると、取下・和解、総平均において減少している（巻末統計表第7－1表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では588日（23年540日）、取下・和解では317日（同554日）、総平均では405日（同549日）となっている。

また、終結件数（移送によるものを除く。）353件のうち1,000日以上を要した事件は7件（うち取下・和解事件2件）であり、このうち、3,000日以上を要した事件は1件（同1件）である（巻末統計表第8－1表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が283日（23年289日）、第1回審問から結審前までの期間が140日（同129日）、結審から命令書交付までの期間が160日（同128日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が49%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が27%、第1回審問から結審前までの期間が24%の順となっている（第6表参照）。

第6表 命令・決定件数（初審）段階別平均処理日数内訳

区分 年	申立から第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
20	232 (35)	300 (45)	133 (20)	664 (100)
21	254 (48)	151 (28)	127 (24)	532 (100)
22	277 (48)	163 (28)	139 (24)	579 (100)
23	289 (53)	129 (24)	128 (23)	546 (100)
24	283 (49)	140 (24)	160 (27)	583 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ. 調査・審問回数及び証人数

平成24年中に終結した初審事件（移送によるものを除く。）353件について、終結事由別に、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が4.7回（23年4.4回）、審問回数が1.5回（同1.6回）、証人数は1.8人（同1.8人）となっている。取下・和解事件では、調査回数及び証人数は関与和解事件（それぞれ4.4回、0.8人）が、審問回数は取下事件及び関与和解事件（ともに0.5回）がそれぞれ最大となっており、命令・決定事件では、調査回数は命令事件、決定事件が同数（ともに6.0回）、審問回数及び証人数は命令事件（それぞれ3.4回、4.0人）が最大となっている（第7表参照）。

第7表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	23	392	47	29	182	129	5
	24	353	41	33	162	111	6
一件当たりの 平均調査回数 (回)	23	4.4	3.8	3.6	3.8	5.5	3.8
	24	4.7	3.7	3.2	4.4	6.0	6.0
一件当たりの 平均審問回数 (回)	23	1.6	0.3	0.2	0.9	3.5	2.6
	24	1.5	0.5	0.3	0.5	3.4	2.2
一件当たりの 平均証人数 (人)	23	1.8	0.3	0.4	0.9	3.9	2.0
	24	1.8	0.6	0.3	0.8	4.0	2.2

ハ. 証人等出頭命令等の状況

平成 24 年中の初審の証人等出頭命令は、前年からの繰越し 2 件が係属し（新規申立件数は 0 件）、そのうち 1 件について決定が出され、1 件が次年に繰り越されている。

また、初審の物件提出命令の新規申立件数は 6 件であり、前年からの繰越し 4 件と合わせて 10 件が係属し、4 件（うち認容 1 件）について決定が出され、1 件が取下・打切となり、5 件が次年に繰り越されている（巻末統計表第 9－3 表参照）。

二. 審査の目標期間の達成状況

このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の目標期間の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

(5) 不服の状況

平成 24 年中に交付された初審の命令・決定書数は 103 件（23 年 122 件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は 64 件（同 73 件）、行政訴訟が提起されたものは 9 件（同 18 件）となっている（第 8－3 表参照）。ちなみに、その不服率は 71%であり、23 年の 71%と同水準となっている。

第 8－1 表 初審命令書数に対する不服状況推移

（単位：件、％）

年・区分		命令 決定書数 (A)	不服申し な	不服数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
20		85	35	50	59
21		89	31	58	65
22		99	35	64	65
23		122	35	87	71
24		103	30	73	71
24年命令・ 決定内訳	全部救済	17	6	11	65
	一部救済	41	7	34	83
	棄却	39	14	25	64
	取下	6	3	3	50

第8－2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

（単位：件、％）

区分 年	命令・決定 書数 (A)	行訴提起 件数 (B)	再審査申立 件数 (C)	行訴提起率 (B)/(A)	再審査申立率 (C)/(A)
平成12年	74	11	50	14.9	67.6
13年	166	15	59	9.0	35.5
14年	94	6	53	6.4	56.4
15年	86	4	60	4.7	69.8
16年	96	4	67	4.2	69.8
小計	516	40	289	7.8	56.0

17年	111	11	76	9.9	68.5
18年	93	9	58	9.7	62.4
19年	114	15	69	13.2	60.5
20年	85	9	44	10.6	51.8
21年	89	11	47	12.4	52.8
小計	492	55	294	11.2	59.8

22年	99	9	58	9.1	58.6
23年	122	18	73	14.8	59.8
24年	103	9	64	8.7	62.1
小計	324	36	195	11.1	60.2

（注）（A）は、当該年に命令・決定書を交付した件数を計上している。

（B）は、（A）に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。

（C）は、（A）に対して再審査申立てされた件数を計上しており、翌年に申立てされたものも含む。

第8－3表 初審命令書数に対する不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	命令・ 決定書数 (A)	不 服 合 計 (B)	再 審 査 申 立			行政訴訟提起			再(労) ・ 行(使)	再(使) ・ 行(労)	再(双) ・ 行(労)	再(労) ・ 行(双)	不服率 (B)／(A)
			労	使	双	労	使	双					
20	85	50	10	24	7	1	5	－	2	1	－	－	59
21	89	58	15	26	6	4	7	－	－	－	－	－	65
22	99	64	24	22	9	2	4	－	1	－	1	1	65
23	122	87	24	32	13	1	12	1	2	2	－	－	71
24	103	73	30	24	10	3	6	－	－	－	－	－	71

(注) 平成20年の件数は平成20年年報において修正されたため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

次に、不服状況を労使別にみると、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書86件（23年92件）に対して、再審査申立てが40件（同37件）、行政訴訟提起は3件（同4件）であり、その不服率は50%（同45%）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書58件（23年92件）に対して、再審査申立てが34件（同46件）、行政訴訟提起が6件（同15件）であり、その不服率は69%（同66%）となっている（第9表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	再審査 ・ 行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行 訴	不服率
20	67	19	2	－	31	59	32	7	66
21	63	20	4	－	38	59	31	7	64
22	88	34	2	2	43	59	32	6	64
23	92	37	4	－	45	92	46	15	66
24	86	40	3	－	50	58	34	6	69

- (注) 1. 不服状況の件数は、その年に出された命令・決定書に対するものであり、翌年に申立て又は提起されたものも含む。したがって、第10－1表及び巻末統計表第2－3表の再審査事件申立件数と一致しない場合がある。
2. 平成20年の件数は平成20年年報において修正されたため、それ以前の年報の数値とは一致しない。

2. 再審査事件の状況

(1) 新規申立て及び終結の状況

平成 24 年中に係属した再審査事件数は、23 年からの繰越 127 件に新規申立て 75 件（23 年 89 件）を加えた 202 件となっており、係属件数は 4 件の増加となった。

新規申立て 75 件の内訳は、J R 関係が 1 件（23 年 5 件）、それ以外の事件は農業 0 件（同 0 件）、運輸郵便業 16 件（同 13 件）、サービス業 10 件（同 17 件）、製造業 19 件（同 26 件）、電気・ガス・熱供給・水道業 0 件（同 0 件）、金融業・保険業 1 件（同 0 件）、卸売業・小売業 0 件（同 15 件）、建設業 1 件（同 6 件）、地方公務員等公務関係事件 5 件（同 7 件）となっている。

これを労使別の申立件数でみると、労働者側申立てが 41 件（23 年 39 件）、使用者側申立てが 34 件（同 49 件）となっている。

一方、終結件数は 102 件（23 年 71 件）で、この結果、未処理件数 100 件（同 127 件）が次年に繰り越された。終結件数 102 件の内訳は、取下・和解によるものが 56 件（終結件数の 55%）、命令・決定によるものが 46 件（同 45%）となっている（第 10－1 表及び巻末統計表第 2－3 表参照）。

第 10－1 表 不当労働行為事件取扱件数（再審）

（単位：件）

区分 年		係 属 状 況			終 結 状 況			次 年 繰 越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総 計	19	178 (9)	76 (3)	254 (12)	37 (4) ①	59 (6)	96 (10) ①	158 (2)
	20	158 (2)	51 (1)	209 (3)	38	57 (2)	95 (2)	114 (1)
	21	114 (1)	54 (1)	168 (2)	19	34 (1)	53 (1)	115 (1)
	22	115 (1)	68 (2)	183 (3)	26	48 (1)	74 (1)	109 (2)
	23	109 (2)	89 (7)	198 (9)	35 (1)	36 (1)	71 (2)	127 (7)
	24	127 (7)	75 (5)	202 (12)	56 (3)	46 (4)	102 (7)	100 (5)

（注）1. （ ）内数字は、地方公務員等公務関係事件で内数である。

2. ○数字は、分離事件件数で外数である。

また、平成 24 年の再審査事件における和解認定の申立件数は 49 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成及び執行文の付与の申立てはなかった（第 10－2 表参照）。

第10－2表 和解の認定件数（再審）

（単位：件）

区 分 年	和解件数	和解認定 申 立	和解認定	うち和解調書作成		不認定
					うち執行 文 付 与	
22	15	15	15	0	0	0
23	23	23	23	1	0	0
24	50	49	49	0	0	0

（注）平成 23 年の件数は、平成 24 年年報において修正したため、それ以前の年報の数字とは一致しない。

（2）審査の目標期間の達成状況

中労委においては、平成 22 年 11 月、審査の期間の目標を改定し、23 年から 25 年までの 3 年間で、次の 2 つの目標の達成に向けて取り組んでいる。

目標 1 再審査申立事件は、1 年 6 か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

（注） 同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件や平成 16 年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

目標 2 1 の目標については、その達成状況が優れて良好な場合には、平成 25 年までにこれを見直すものとする。

目標 1 の達成状況については、24 年 1 月以降の係属事件 172 件のうち、24 年末までに終結した事件は 92 件（平均処理日数 385 日）、このうち 1 年 6 箇月以内に終結した事件は 80 件（全体の 87.0%）となっている。

目標 2 の達成状況については、23 年末目標 1 注意書事件 32 件のうち、24 年末までに 10 件（全体の 31.3%）が終結し、22 件が 25 年に繰り越されている（巻末統計表第 9－5 表及び第 9－6 表参照）。

(3) 再審査の状況

イ. 処理日数

終結事件の平均処理日数をみると、命令・決定では674日（23年991日）、取下・和解では1,005日（同574日）、総平均では856日（同785日）となっており、命令・決定で317日減少し、取下・和解で431日増加し、全体として71日の増加となった（巻末統計表第7－1表参照）。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が590日、第1回審問から結審前までの期間が66日、結審から命令書交付までの期間が193日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が69%と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が23%、第1回審問から結審前までの期間が8%の順となっている（第11－1表参照）。

第11－1表 命令・決定件数（再審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、％）

年	区 分	申立てから 第1回審問前ま での期間	第1回審問から 結審前までの期 間	結審から命令書 交付までの期間	計
23	全 事 件	670 (73)	27 (3)	224 (24)	921 (100)
	J R事件を除いたもの	700 (73)	30 (3)	229 (24)	959 (100)
24	全 事 件	590 (69)	66 (8)	193 (23)	849 (100)
	J R事件を除いたもの	662 (71)	75 (8)	194 (21)	939 (100)

（注） 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

ロ. 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、第11－2表のとおりであり、命令事件では、調査回数3.5回（23年3.2回）、審問回数は0.7回（同1.1回）、証人数は1.1人（同1.5人）と調査回数は増加し、審問回数及び証人数はいずれも減少した。また、関与和解事件においては、調査回数は4.8回（同5.9回）、審問回数は0.4回（同0.7回）、証人数は0.9人（同1.2人）と調査回数、審問回数及び証人数はいずれも減少した。

第 11－2 表 審査状況（再審査終結事件）

区 分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	23	71	12	8	15	36	0
	24	102	6	1	49	46	0
一件当たりの 平均調査回数 (回)	23	5.0	2.7	15.4	5.9	3.2	0
	24	4.4	1.3	2.0	4.8	3.5	0
一件当たりの 平均審問回数 (回)	23	1.2	0.1	4.0	0.7	1.1	0
	24	0.5	0.2	0.0	0.4	0.7	0
一件当たりの 平均証人数 (人)	23	1.7	0.2	5.4	1.2	1.5	0
	24	1.0	0.3	0.0	0.9	1.1	0

ハ. 証人等出頭命令及び物件提出命令の状況

再審査における、平成 24 年中の証人等出頭命令の新規申立て及び前年からの繰越しはいずれも 0 件である。

また、物件提出命令の新規申立ては 3 件であり、平成 24 年中にいずれも取下げで終結している（巻末統計表第 9－3 表参照）。

(4) 不服の状況

平成 24 年中に交付された命令・決定件数は 46 件（23 年 36 件）である。これらに対し、行政訴訟が提起されたものは、使用者側から 13 件、労働者側から 4 件の計 17 件（同 26 件）であった。

命令・決定に対する不服率は 37%（同 61%）となっている（第 12－1 表参照）。

第12－1表 再審査命令・決定件数に対する不服状況推移

		(単位：件、%)			
年・区分		命令・ 決定件数 (A)	不服申立 な し	不服件数 (B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
19		59	33	26	44
20		57	30	27	47
21		34	18	16	47
22		48	24	24	50
23		36	14	22	61
24		46	29	17	37
24年命令・ 決定内訳	初 審 支 持	32	23	9	28
	一 部 変 更	14	6	8	57
	全 部 変 更	0	0	0	－
	却 下	0	0	0	－

(注) 平成22年の件数は平成23年年報において修正。

第 12－2 表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（再審）

（単位：件、％）

区分 年	命令・決定 件数 (A)	行訴提起 なし	行訴提起 件数 (B)	行訴提起率 (B)/(A)
平成12年	15	10	5	33.3
13年	26	5	21	80.8
14年	31	11	20	64.5
15年	35	13	22	62.9
16年	25	12	13	52.0
小計	132	51	81	61.4

17年	65	37	28	43.1
18年	69	35	34	49.3
19年	59	33	26	44.1
20年	57	30	27	47.4
21年	34	18	16	47.1
小計	284	153	131	46.1

22年	48	24	24	50.0
23年	36	14	22	61.1
24年	46	29	17	37.0
小計	130	67	63	48.5

（注）（A）は、当該年に命令・決定書を交付した件数を計上している。

（B）は、（A）に対して行訴提起された件数を計上しており、翌年に提起されたものも含む。

平成 22 年の件数は平成 23 年年报において修正。

3. その他

（1） 地方公務員等公務関係事件の概況（初審）

平成 24 年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は 19 件（新規申立件数 354 件の 5％）、終結件数は 15 件（終結件数 353 件の 4％）となっている（第 13 表参照）。

新規申立件数 19 件を申立人別にみると、組合申立てが 18 件、組合及び個人の連名による申立てが 1 件となっている。労組法第 7 条該当号別では、2 号関係事件が 13 件、3 号関

係事件が 11 件、1 号関係事件が 3 件、4 号関係事件が 0 件の順となっている。

一方、終結件数は 15 件で、その内訳をみると、取下げ 2 件、関与和解 6 件、一部救済命令 2 件、棄却 5 件となっている。

第 13 表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

（単位：件、％）

区 分 \ 年	20	21	22	23	24
新 規 申 立 件 数	(100) 355	(100) 395	(100) 381	(100) 376	(100) 354
うち地方公務員等公務関係事件	(9) 33	(5) 20	(6) 24	(4) 16	(5) 19
終 結 件 数	(100) 308	(100) 377	(100) 351	(100) 392	(100) 353
うち地方公務員等公務関係事件	(4) 12	(5) 19	(3) 11	(6) 23	(4) 15

(2) 合同労組事件の概況

イ. 初審関係

平成 24 年における合同労組事件の新規申立件数は、251 件（新規申立件数 354 件の 70.9％）となっている。このうち駆込み訴え事件は 101 件あり、新規申立件数に占める割合は 28.5％、合同労組事件に占める割合は 40.2％となっている（第 14 表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京 74.8％、大阪 78.3％となっており、初審申立全数に占める割合（70.9％）と比べ、高い割合となっている（第 15 表参照）。

ロ. 再審査関係

平成 24 年における合同労組事件の新規申立件数は、50 件（新規申立件数 75 件の 66.7％）となっている。また、このうち駆込み訴え事件は 14 件あり、新規申立件数に占める割合は 18.7％、合同労組事件に占める割合は 28.0％となっている（第 14 表参照）。

第 14 表 合同労組事件の申立状況

(単位：件、%)

	新規申立件数	うち合同労組事件	
			うち駆込み訴え事件
初 審	354	251 (70.9)	101 (28.5) < 40.2 >
再 審	75	50 (66.7)	14 (18.7) < 28.0 >

- (注) 1. ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. () 内は新規申立事件に対する割合。
3. < > 内は合同労組事件に対する割合。

第 15 表 合同労組事件の申立状況 (初審)

(単位：件、%)

区分 年	新規申立件数				合同労組事件			
	うち東京・大阪計				うち東京・大阪計			
			東京	大阪			東京	大阪
20	355	177	92	85	221 (62.3)	119 (67.2) < 53.8 >	55 (59.8)	64 (75.3)
21	395	204	119	85	267 (67.6)	151 (74.0) < 56.6 >	78 (65.5)	73 (85.9)
22	381	214	125	89	250 (65.6)	159 (74.3) < 63.6 >	86 (68.8)	73 (82.0)
23	376	188	115	73	267 (71.0)	152 (80.9) < 56.9 >	88 (76.5)	64 (87.7)
24	354	195	103	92	251 (70.9)	149 (76.4) < 59.4 >	77 (74.8)	72 (78.3)

- (注) 1. () 内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。
2. < > 内は合同労組事件全数に対する割合。

(3) 非正規労働者関係事件の概況 (再審査)

平成 24 年中に交付された命令・決定件数 46 件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関係した事件は 11 件であった。

これらの事件を概観すると、

- ①・② 組合員を配膳人として日々雇用していた会社の使用者性が争われた事件（日本ヒルトン外1社事件）〔No.10、11〕
- ③・④ 契約社員である組合員に対し、遅刻等を理由とした雇止めを行ったことが不当労働行為にあたるかが争われた事件（西日本旅客鉄道（動労西日本戒告処分等）事件）〔No.13、14〕
- ⑤ パートタイマーである組合員を雇止めしたこと及び雇止めについて団体交渉で十分な説明をしなかったこと等が不当労働行為として争われた事件（テルウェル西日本（雇止め撤回）事件）〔No.23〕
- ⑥ 派遣労働者が加入する組合が申し入れた団交に会社が応じなかったこと及び派遣元会社が組合員に対し自宅待機（出勤停止）を命じたことが不当労働行為にあたるかが争われた事件（ショーワ事件）〔No.31〕
- ⑦ 組合員を雇止めとしたことや団交に応じなかった会社の対応が争われた事件（パナソニックプラズマディスプレイ事件）〔No.34〕
- ⑧ 期限付契約社員に対する法人の雇止め及び団交における不誠実な対応が争われた事件（関西学院事件）〔No.35〕
- ⑨ 派遣添乗員の団交申入れを拒否したことが不当労働行為として争われた事件（阪急交通社事件）〔No. 37〕
- ⑩・⑪ 非常勤講師である組合員の任用の保障（雇用の継続）を議題とする団交に、府が応じなかったこと等が争われた事件（大阪府、大阪府（23年度任用）事件）〔No.40、44〕となっている。（〔 〕内は、巻末統計表第30表の通し番号を表す。）

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

（単位：件、％）

	命令・決定 件数(A)	うち非正規労働者 関係事件(B)	(B)/(A)
22年	48	10	20.8
23年	36	7	19.4
24年	46	11	23.9

（注） 非正規労働者関係には、再審査事件命令書交付に係る報道発表（<http://www.mhlw.go.jp/churoi/houdou/index.html>）の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者）に関係する事件を抽出したもの（高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く。）。